

(様式第2号)

共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

名 取 市 長 様

名 称 _____ 共同企業体

共同企業体代表者

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

共同企業体構成員

住 所 _____

1 商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

住 所 _____

2 商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

住 所 _____

3 商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

今般、連帯責任によって下記工事の共同施工を行いたく、 _____

を代表とする _____

共同企業体を結成したので、名取市建設工事条件付一般競争入札試行実施要綱に基づく審査を申請します。

工 事 名 _____

構成員の名称	建設業の許可番号 許 可 年 月 日	名取市入札参加 資格承認番号

(様式第7号)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同して営むことを目的とする。

- (1) 名取市発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残

存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事にかしがあったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(様式第8号)

委 任 状

名取市長 様

共同企業体の名称.....企業体

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

届出済使用印

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

届出済使用印

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

届出済使用印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受 任 者

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

届出済使用印

委 任 事 項

(工事名) 第 号

- 1 見積、入札に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約金、保証金及び前払金及び前払金の請求、受領に関する件
- 4 復代理人専任の件

(様式第1号)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

名 取 市 長 あて

申請人住所
商号又は名称
代表者職氏名

電 話 番 号

印

平成 29 年 10 月 12 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違なく、落札し契約締結した場合は建設業法及び入札公告の条件に従い適正に技術者を配置することを誓約します。

記

1 工事番号 第72号

2 工事名 名取駅東口歩道橋整備工事

3 添付書類 (レでチェック)

配置予定の技術者に関する調書

※ 添付書類：主任（監理）技術者の合格証明書・監理技術者資格者証（表裏両面）・監理技術者講習修了証・健康保険証の各写し

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し
(直近のもの)

建設業の許可書の写し又は許可証明書

その他、入札公告で必要とした書類

※ 申請書は1部を提出のこと。

なお、申請書類一式をホチキス等でまとめて綴じること。袋とじの必要はない。

(様式第3号)

配置予定の技術者に関する調書

(共同企業体用)

主 任 技 術 者 ・ 監 理 技 術 者	会 社 名		
	氏 名 (フリガナ)		
	資格名称 (注1: 該当条項)		
	免許又は認定番号 (注2)		
	監理技術者資格者証番号		
	施 工 管 理 経 験 (注 3 ・ 類 似 工 事)	工 事 名	
		発 注 者	
		契 約 金 額	
		工 期	
		受注形態 (注4)	<input type="checkbox"/> 単体・ <input type="checkbox"/> 共同企業体 (<input type="checkbox"/> 代表者・ <input type="checkbox"/> 構成員: 出資比率 %)
工 事 内 容			

注1 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ロ若しくはハに該当する場合、資格名称欄には該当する条項に基づき記入してください。

注2 配置予定の技術者が建設業法第7条第2号イ若しくはロ又は同法第15条第2号ロに該当する場合、免許又は認定番号欄は空欄としてください。

注3 施工管理経験の欄には、類似工事を施工した経験があれば必要最小限の具体的項目を記入してください。

注4 受注形態の欄には、単体又は共同企業体で受注の区分を記入してください。また、共同企業体での受注の場合は、代表者か構成員かの区分を明記するとともに、出資比率も明記してください。

◎ 申請書類の記入について（共同企業体用）

入札参加申請に必要な書類については、各様式欄外の注意書き及び次に示す要領で記入・作成してください。

工事名 第7.2号 名取駅東口歩道橋整備工事

1 共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）

(1) 共同企業体の名称については、「特定」を省いてください。

(例)

〇〇建設△△工務店~~特定~~建設工事共同企業体

↓

〇〇建設△△工務店建設工事共同企業体（特定は省く。）

(2) 申請書の添付書類として次に掲げる書類を作成し、袋とじにて提出してください。

① 協定書（写し）

② 委任状

2 入札参加資格確認申請書（様式第1号）【事後】

申請人は共同企業体の代表者となります。

(例) 申請人住所 — 共同企業体の代表者の事業所所在地を記入

商号又は名称 — 〇〇建設△△工務店建設工事共同企業体（特定は省く）

代表者職氏名 — 代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 □□ □□

電話番号 — 共同企業体の代表者の電話番号を記入

3 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）【事後】

(1) 入札公告の入札参加資格に掲げる配置予定の技術者について記入してください。

(2) 各欄の記入方法

① 主任技術者及び監理技術者の「資格名称」欄及び「免許又は認定番号」欄

当該主任技術者及び監理技術者が有する国家資格名称及び国家資格番号を記入してください。

② 専任の技術者の「資格名称」欄及び「免許又は認定番号」欄

資格名称は「一級建築施工管理技士」及び「その他の資格名称」を記入し、免許又は認定番号にはそれぞれの資格番号を記入してください。

③ 類似施工管理経験の欄

類似工事を施工した経験があれば必要最小限の具体的項目を記入してください。

4 その他

申請書類については、共同企業体の代表者が取りまとめのうえ提出してください。

○名取市建設工事共同企業体運用基準

(平成6年名取市告示第30号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるもののほか、市の発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。

2 この基準において「特定建設工事共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この基準において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。

(共同企業体活用の原則)

第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

2 共同企業体を活用する場合には、名取市建設工事の競争入札参加者の資格を定める基準(平成6年名取市告示第27号)別表第1格付基準(以下「格付基準」という。)の適正な運用を図るものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ当該各号に定める設計額以上の工事のうちその内容を勘案し、特定建設工事共同企業体による施工が適当と認められる工事とする。

(1) 土木工事 5千万円

(2) 建築工事 1億円

2 前項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要があると認められる工事については、特定建設工事共同企業体により施工することができる。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項の金額を大幅に超える工事であって、多数の技術力を結集する必要があるものについては、構成員の数を4社又は5社とすることができる。

(構成員の資格)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 名取市の競争入札参加資格を有すること。

- (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

（結成方法）

第7条 特定建設工事共同企業体の結成は、原則として自主結成によるものとする。

（構成員の組合せ）

第8条 特定建設工事共同企業体の組合せは、格付基準の最上位の級に格付されている者のみ、又は最上位の級及び第2位の級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の第3位の級に格付されている者で十分な施工能力があると認められる者についても、構成員とすることができる。

（代表者）

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者でなければならないものとする。

（出資割合）

第10条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次の各号に掲げる構成員に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上でなければならない。

- (1) 二社の場合 30パーセント
- (2) 三者の場合 20パーセント
- (3) 四社の場合 15パーセント
- (4) 五社の場合 10パーセント

（入札参加資格審査申請）

第11条 競争入札に参加しようとする建設業者は、特定建設工事共同企業体を結成し、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（ただし、一般競争入札に参加しようとする者にあつては、別に定める申請書）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 一つの建設業者が一つの発注工事について競争入札参加資格審査申請を行うことができる特定建設工事共同企業体の数は、一つとする。

（入札参加資格審査）

第12条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに審査をし適切と認めた場合には、参加資格を承認し、特定建設工事共同企業体入札参加資格承認書を代表者に交付するものとする。

（指名競争入札）

第 13 条 財政課長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合は、前条の規定により承認を受けた者から、指名するものとする。

(共同企業体数が不足する場合の補充)

第 14 条 前条の規定により承認された特定建設工事共同企業体の数が名取市工事請負業者の指名基準(平成6年名取市公告第21号)第5項に規定する指名業者に満たない場合で、適正な指名競争入札が確保されないと認められるときは、補充できるものとする。

(解散の時期)

第 15 条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

第 3 章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第 16 条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、当該共同企業体の格付基準に定める等級格付に対応する請負工事金額の規模の工事とする。

(構成員の数)

第 17 条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の資格)

第 18 条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 名取市の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 市内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する業者であること。
- (3) 競争入札参加資格審査申請する業種(以下「申請業種」という。)に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が2年以上あり、かつ、施工実績があること。
- (4) 申請業種について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (5) 申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の組合せ)

第 19 条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、申請業種に対応する工事種類の等級の同一又は直近の級に格付されている者による組合せとする。ただし、等級の下位の級に格付されている者に十分な施工能力があると認められる場合は、等級の直近二の級に格付されている者による組合せとすることができる。

(代表者)

第 20 条 経常建設共同企業体の代表者は、市内に本社(店)をおくものとする。

(出資割合)

第 21 条 構成員の出資割合については、第10条の規定を準用する。

(入札参加資格審査申請)

第 22 条 経常建設共同企業体は、競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、

次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格申請書
 - (2) 経常建設共同企業体協定書の写し
 - (3) 構成員全員の経営事項審査結果通知書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適格と認めた場合は、経常建設共同企業体競争入札参加資格承認書を交付するものとする。
 - 3 前項の承認書の交付を受けた者は、市長の定める期間に限り競争入札参加資格を有するものとする。
 - 4 一つの建設業者が前項に規定する競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体は、一つとするものとする。

第4章 雑則

(特定建設業の許可の有無)

第23条 共同企業体が工事を施工する場合には、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に定める金額以上となる下請契約は、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限って締結できるものとする。

(編成表等の提出)

第24条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を市長に提出しなければならない。

2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合に関する協定書を提出しなければならない。

(委任)

第25条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成7年1月1日から施行する。

(名取市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

2 名取市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和59年名取市告示第30号）は廃止する。

附 則（平成9年告示第27号）

この基準は、平成9年5月26日から施行する。

附 則（平成9年6月2日告示第34号）

この基準は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年5月25日告示第64号）

この基準は、告示の日から施行する。